

男女共同参画情報コーナー



～一人一人が幸せを実感できるまちへ～

【編集】＝「とらいあんぐる」編集員

【問合先】＝本庁企画政策部 ひとみらい政策課
ひとみらい政策グループ

☎(23)5111(内線4741)

11月12日からの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」週間です。この機会に、「配偶者や恋人など親密な関係にある(あった)者から振るわれる暴力」ドメスティック・バイオレンス(DV)について考えてみませんか。

最近では、「デートDV」といわれる恋人間での暴力も問題視され、若年層でも「DV」に対する認識が高まっています。

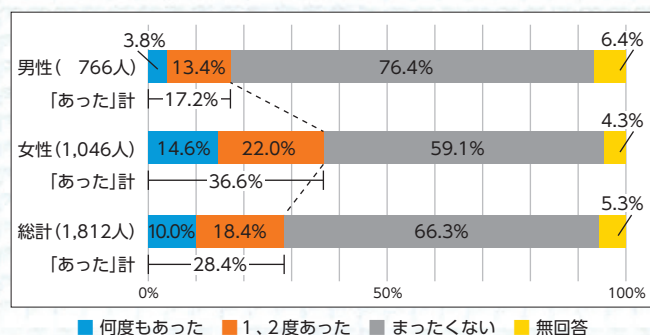
■DVの種類

- ・身体的暴力(殴る・蹴るなど)
- ・精神的暴力(暴言・脅す・無視など)
- ・社会的暴力(交友関係の制限など)
- ・経済的暴力(生活費を渡さないなど)
- ・性的暴力(性行為の強要など)



11月12日(日)～25日(土)は
「女性に対する暴力をなくす運動」週間

配偶者や親しい異性から暴力や嫌がらせを受けた経験



* 出典＝県男女共同参画室「平成28年度男女共同参画に関する県民意識調査」

暴力は、いかなる理由があろうとも決して許されるものではありません。

県や内閣府の調査によると、配偶者暴力相談支援センターなどへの相談件数は年々増加しています。一方で、配偶者からの暴力や嫌がらせを受けた経験がある人の42.2%は、男女共に「どこ(誰)にも相談しなかった(できなかった)」と回答しています。

相談窓口

一人で悩まず、あなたの人権を守り、支援してくれる機関へ相談してください。

▼市配偶者暴力相談支援センター

専門の相談員が、個室にて相談に応じます。秘密は固く守られますので、安心して相談してください。

* 電話相談可

【相談時間】 8時30分～17時

* 土・日曜日、祝日は除く

【連絡先】 〓(20)6343

▼県女性相談センター(鹿児島市)

【相談時間】 〓月・火・水・金曜日は8時30分～17時、木曜日は8時30分～20時、日曜日は9時～15時

* 土曜日、祝日は休み

【連絡先】 〓099(222)1467

〓パープルリボン運動

女性に対する暴力根絶運動として、1994年にアメリカで始まりました。パープルリボンには、「あなたは一人ではないよ」というメッセージが込められています。